

栃木県建築工事資料簡素化ガイドライン

- ◇本ガイドラインは工事資料を必要最小限とする簡素化の徹底を目的としています。
- ◇工事資料の削減に向けた受発注者の積極的な取組をお願いします。

※ただし、受注者の社内で必要とされる工事資料の作成を妨げるものではありません。
法令等に規定された書類の作成は適正に行ってください。

◆工事着手時の確認

- ・当初請負金額が1,000万円未満の工事の場合は、以下の資料の簡素化ができます。
 - ①「総合施工計画書」は簡易なものとなります。
 - ②「主要資材搬入報告書」の提出を省略できます。
- ・工事打合せ簿において、工事留意点等を提示し、重点管理項目を明確化します。

◆工事実施中

- ・「工事打合せ簿」、「工事履行報告書」の提出等について、電子メールでの提出も可能です。

◆提出資料の作成

簡素化を行っている工事資料の概要は以下のとおりです。
(詳しくは、「工事資料簡素化一覧表(建築・電気・機械)」参照)

- ・「設計図書照査表」は、該当事項ない場合、その旨を記載した工事打合せ簿による報告で可とします。
- ・「産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し」の納品は必要ありません。
- ・「交通整理員等の日報」の作成は必要ありません。
- ・電子納品対象書類を軽減しています。(施工体制台帳や有資格者証写しなどの納品は不要です。)
- ・建設副産物運搬車両の追跡記録の提出は必要ありません。
- ・「工事検査記録」等について、手書きデータを可とします。浄書は省略可能です。
- ・「工事記録写真撮影計画」の立案により、工事写真撮影箇所を代表箇所のみとすることができます。
- ・「工事写真」のファイル名の付け方を見直し、簡易な方法としています。

作成不要書類を添付しても工事成績評定では評価しません。
書類の見栄えが工事成績に影響することはありません。

【問い合わせ先】

栃木県 県土整備部 建築営繕課 企画営繕担当
TEL 028-623-2516
FAX 028-623-2489
e-mail ken_eizen_kikaku@pref.tochigi.lg.jp

栃木県公共建築工事の各種基準はこちらに掲載されています。
URL: http://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/kouji/kouji_top.html

建築工事における工事書類の簡素化についてはこちらに掲載されています。
URL: <http://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/koujisyorui.html>